

# 規則等制定に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、当会と略す）における諸規程の制定、改正及び廃止にあたって遵守すべき事項を定め、諸規程を体系的に整備して当協会の運営を適正に執行することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は当協会で制定される全ての規程、規則、要領等（以下、諸規程という）に適用する。

## (定義)

第3条 当協会の諸規程は、次のように序列を定め定義し、制定する。

### (1) 規程

規程は、当協会の組織および活動の基本事項を定めたものをいう。

基本方針、対外契約、資格発行、組織全般にかかわる事項を対象とする。

### (2) 規則及び細則

規則は、規程で定めた事項について、さらに具体的な事項を定めたものをいう。

細則は、規則で定めた事項をさらに詳細に定める必要がある場合に、付加的に制定するものとする。

### (3) 要領

要領は、規程及び規則で定めた範囲内の活動に関し、具体的な手続きを定めたものをいう。

原則として、委員会等の運営、及びこれに類する事項を対象とする。

### (4) 内規

内規は、上記(1)～(3)の諸規程に抵触しない範囲内で、委員会等の内部のみに適用する運用上の細則をいう。

## (序列)

第4条 前条に定める諸規程は、前条に定める順序を序列とする。

下位規程は上位規程に反する定めをしてはならない。

## (委任)

第5条 上位規程はその規程の権限範囲内において、下位規程に対し詳細規定を委任することができる。

## (制定改廃の決定)

第6条 諸規程の制定・改廃の決定は次のとおりとする。

### (1) 規程

所管する委員会が起案し、理事会が承認するものとする。

### (2) 規則

所管する委員会が起案し、理事会が承認するものとする。

(3) 細則

起案・改廃は、所管する委員会委員長の専決事項とする。

(4) 要領

所管する委員会が起案し、理事長が承認する。

理事会へは報告事項とする。

(5) 内規

起案・改廃は、所管する委員会委員長の専決事項とする。

(効力)

第7条 諸規程の制定・改廃は、原則として承認日をもって効力が生じるものとする。

(収録)

第8条 承認・発効した諸規程は、事務局が規程集として収録する。

(運用)

第9条 理事および会員、関係者は施行された諸規程を順守しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営委員会が起案し、理事会が承認する。

(施行)

第11条 この規定は、2021年9月16日から施行する。

制定： 2021年9月16日

改定履歴